

名古屋市告示第285号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、令和5年5月12日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和5年5月12日

名古屋市長 河村 たかし

1 道路の区域変更

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
県道	A	弥富名古屋線	名古屋市中川区戸田西三丁目721の1地先から 名古屋市中川区富田町大字前田字北堤2番地先まで	前	2.932	16.00 ～ 38.00	附 図
	B		名古屋市中川区西伏屋三丁目207番地先から 名古屋市中川区伏屋四丁目1501番地先まで		0.375	10.00 ～ 14.00	
	A		名古屋市中川区戸田西三丁目721の1地先から 名古屋市中川区富田町大字前田字北堤2番地先まで	後	2.932	16.00 ～ 38.00	

2 道路の区域変更及び供用開始

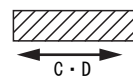
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
県道	C	名古屋中環状線	名古屋市中川区西伏屋二丁目115番地先から	前	0.240	平均 8.00	附 図
			名古屋市中川区西伏屋三丁目119番地先まで	後	0.240	8.02 ～ 25.86	
市道	D	新川線	名古屋市中川区伏屋五丁目1042番の2地先から	前	0.034	4.90 ～ 9.00	
			名古屋市中川区伏屋五丁目1044番地先まで	後	0.034	5.00 ～ 9.10	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例



区域変更により道路の区域を
決定し供用開始する部分



区域変更により廃道する部分